

令和2年6月10日 15時30分
資料配布 近畿地方整備局

建設業法第28条の規定に基づく監督処分について

近畿地方整備局は、南海プランニング株式会社に対して建設業法の規定に基づく指示処分を行いました。

1. 処分対象業者

商号：南海プランニング株式会社

2. 処分内容

建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分

3. 処分理由

南海プランニング株式会社は特定商取引に関する法律違反により、四国経済産業局より同法第7条第1項の規定に基づく指示処分を受けた。

このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。

<取扱い> _____

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省 近畿地方整備局

建政部 建設産業第一課 課長 高城 辰哉 (内線6141)

課長補佐 東條 智行 (内線6144)

電話 06-6942-1141(代)
06-6942-1059(夜間直通)

建設業者に対する監督処分について

本日、国土交通省近畿地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）に基づく監督処分を行いました。

記

1. 処分対象業者

商号：南海プランニング株式会社
許可：国土交通大臣許可（般－27）第 2 3 6 7 0 号
代表者：松澤 良一
主たる営業所：大阪府堺市堺区大浜北町 2－1－27

2. 処分内容

建設業法第 2 8 条第 1 項の規定に基づく指示処分
(内 容)

- 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底すること。
 - 適正な業務活動が行われるよう、業務運営方法の調査点検を行うとともに、社内の業務管理体制の整備・強化を図ること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育（以下、「研修等」という。）の計画を作成し、役職員に対し継続的に必要な研修等を行うこと。
- 前項各号について講じた措置（前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

3. 処分理由

南海プランニング株式会社は、特定商取引に関する法律（昭和 5 1 年法律第 5 7 号）第 2 条第 1 項に規定する訪問販売を行うに当たり、同法第 3 条及び第 5 条第 1 項の規定に違反する行為をしており、訪問販売に係る取引の公正及び役務の提供を受ける者の利害が害されるおそれがあると認められたとして、平成 3 1 年 3 月 2 8 日に四国経済産業局から同法第 7 条第 1 項の規定に基づく指示処分を受けた。

このことが、建設業法第 2 8 条第 1 項第 3 号に該当すると認められる。